

後見制度支援預金

2019年11月5日現在適用中

項 目	内 容
1. 商 品 名	後見制度支援預金
2. 対象となる預金	普通預金
3. 販 売 対 象	家庭裁判所にて成年後見開始の審判を受けた（または受ける）方で、 家庭裁判所より本預金の利用にかかる「指示書」の交付を受けた方 ※未成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見制度のご本人の方、 非居住者の方は対象外です。 ※本預金は、被後見人名義の預金について、後見人の手続きにより取扱います。
4. 期 間	特に定めはありません。
5. 口 座 開 設	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。
6. 預 入	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。 ※お預入れの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
(1) 預 入 方 法	窓口にてお預入れ可能です。
(2) 預 入 金 額	1円以上
(3) 預 入 単 位	1円単位
7. 払 戻	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、窓口にて取扱います。 ※払戻しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。 ※ただし、当行の他の普通預金口座との振替でのみ取扱います。
8. 利 息	
(1) 適 用 金 利	毎日の普通預金店頭表示利率を適用します。
(2) 利 払 頻 度	毎年2月と8月の第3金曜日まで利息計算し、翌日に支払います。
(3) 計 算 方 法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、1年を 365日とする日割計算とします。
9. 手 数 料	口座開設手数料 11,000円（税込） 口座管理手数料 年間3,300円（税込） ※「定額自動送金サービス」をご利用の場合は送金の都度、当行所定の送金手数料を 申し受けます。
10. 利息に関する 課 税 方 式	分離課税（税率20%） ※ただし、「復興特別所得税0.315%」が付加される2013年から2037年までの間に お受取りになる利息には、20.315%の税金がかかります。 ※マル優でのお取扱いはできません。



11. 契約の終了	<p>家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、口座を解約します。</p> <p>※ただし、預金者が亡くなられた場合等、「指示書」によらず当行で解約を実施する場合もあります。</p>
12. 付加できる特約事項	<p>家庭裁判所から交付を受けた「指示書」がある場合、生活資金等の資金を定期的に普通預金口座へ移動する「定額自動送金サービス」をご利用いただけます。</p>
13. 金利情報の入手方法	<p>店頭の金利表示ボード・窓口・ホームページでご確認ください。</p>
14. 制度に関する重要説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ インターネットバンキングはご利用いただけません。 ・ A T Mでのお取引（払戻しおよび追加の預入れ）はできません。 ・ 現金および証券類でのお取引（払戻しおよび追加の預入れ）はできません。 ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りにはご利用いただけません。 ・ この預金口座に附帯する各種カードのお申込みはできません。 ・ W E B口座（通帳を発行しない口座）のお申込みはできません。
15. その他の重要説明事項	<p>当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先：全国銀行協会相談室（TEL 0570-017109 または 03-5252-3772）

